

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在はB事業所）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月20日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当時は、同一企業内のA事業所C工場から同事業所D工場に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和44年3月1日にA事業所C工場から同事業所D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場における昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和44年3月1日とすべきところ、同年2月20日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年3月1日まで
② 昭和41年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間は転勤した際にできた空白期間であり、入社して以来、申立期間も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する退職所得の源泉徴収票及びB事業所（A事業所の同一グループ会社）の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年10月1日にC事業所からA事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A事業所における昭和38年3月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の所持する退職所得の源泉徴収票及びB事業所の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年5月1日にA事業所からB事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A事業所における昭和41年3月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 6 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚の証言から、入社日を特定できないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、A事業所の事業主（申立期間当時の事業主の息子）は、「申立期間当時、前事業主は、入社と同時に厚生年金保険の加入手続をしていない。厚生年金保険に加入しない者の給与から保険料を控除しないと思う。」と回答している。

また、A事業所の元事務担当者は、「前事業主は、入社後半年以上勤めて、熟練工として認めた者だけを厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、上述の同僚は、「前事業主は仕事に厳しい人で、見習期間を終えて一定の技術レベルに達しないと厚生年金保険に加入させてもらえなかった。自分も、1年ほど厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

船員保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、船員保険に加入していた事実は無いとの回答を得たが、船員としてA事業所B支部に勤務していたことは確かなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した在籍証明書から、申立人が、申立期間に当該事業所で船員として勤務していたことは確認できる。

しかし、船舶所有者名簿から、申立期間当時、A事業所は船員保険の適用事業所として確認できない。

また、A事業所は、「申立期間当時、年金についてはC共済組合に加入していた。申立人の給与からC共済組合の掛金を控除していたが、船員保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人が同僚として記憶する複数の者は、申立期間について船員保険の被保険者としての記録は確認できず、上述の同僚のうち連絡がとれた複数の者は、「A事業所に勤務していた期間、C共済組合に加入していたので、C共済組合から老齢年金をもらっている。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 26 日から 47 年 12 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所が行った昭和 40 年 8 月 25 日付けの解雇は不当なものであったため裁判を提起し、47 年 12 月 22 日に、会社は解雇を取り消し、同年同月 20 日に退職することで和解が成立した。共同訴訟人でもあり、自分と同じ内容で和解した同僚は、申立期間について厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所が名称変更）が提出した裁判の記録が記載された資料（以下「裁判記録」という。）及び申立人が提出した和解成立の報告書から、A事業所は、申立人に係る昭和 40 年 8 月 25 日付けの解雇を取り消し、申立人が 47 年 12 月 20 日付けで退職することにより和解が成立したことが確認できる。

しかしながら、前述の裁判記録によれば、申立人が同じ内容でA事業所と和解したとする元同僚に対し、保険料控除後の金額が和解金として当該事業所から支払われているところ、申立人に対しては、保険料が控除されていない金額が和解金として支払われていることが確認でき、B事業所は、「申立人へ支払った和解金から保険料を控除しておらず、厚生年金保険には加入しない内容で和解が成立していたと思われる。」と回答している。

また、昭和 47 年 11 月 1 日にA事業所はC厚生年金基金へ編入しており、当該厚生年金基金に照会したところ、上述の元同僚は加入員となっているが、申立人の加入記録は無いと回答している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から昭和 48 年

3月15日に払い出されたことが確認できるところ、オンライン記録において、申立人は、申立期間中である47年4月に遡って国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2256 (事案 2186 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 45 年 8 月 26 日まで

前回、昭和 45 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日までの期間を A 事業所の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、前回の申立期間よりも前から勤務していたことを思い出したので、申立期間を変更するとともに、当時の複数の同僚を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が記憶する同僚及び申立期間中に A 事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間における勤務状況に係る証言を得ることができなかったこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、昭和 45 年 9 月 18 日付けで、申立人に対して、同年 8 月 26 日を資格取得日とする厚生年金保険の被保険者記号番号が払い出されていることが確認できること、iii) A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を担当していたとする者とも連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができなかったこと、iv) オンライン記録によると、申立期間について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、既に平成 24 年 2 月 24 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間を変更するとともに、新たに同僚二人を思い出したとして、再申立てを行っている。

しかし、上述の二人の同僚は、「申立人のことは知らない。申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と述べており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月まで
(A 事業所)
② 昭和 54 年 12 月から 57 年 10 月まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所から関連事業所の B 事業所に異動したが、継続勤務していたことは事実なので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の一部期間を含む、昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 1 日までの期間について、A 事業所に係る雇用保険の記録が確認できることから、申立人は、当該期間について、A 事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、A 事業所は平成 24 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間について、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。また、申立期間②について、事業所名簿及びオンライン記録から、申立人が勤務していたとする C 市に B 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、A 事業所の事業主（申立期間①及び②当時の A 事業所及び B 事業所の事業主の娘）は、「会計士に申立期間①及び②当時のことを聞いた。当時、A 事業所は厚生年金保険に加入していない。また、B 事業所の厚生年金保険の加入については、資料が無く確認できなかった。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②について、オンライン記録から、当該期間当時の A 事業所及び B 事業所の事業主に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、C市に照会したところ、申立人は、申立期間①及び②について、国民健康保険に加入しているとの回答を得た。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

A事業所における申立期間の標準報酬月額が、実際に得ていた報酬と比べて極端に減額訂正されている。自分は社会保険手続に関与していないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月1日）の後の平成6年5月27日付けで、8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務を含む一切の事務を従業員に任せており、標準報酬月額の遡及訂正処理等に関して自分は知らない。」と主張しているが、A事業所の複数の元従業員は、「平成6年頃、社長から厚生年金保険から国民年金に切り替わる旨の説明があった。」と証言しており、そのうちの一人は、「社長は、標準報酬月額の遡及訂正処理当時も継続して会社を経営しており、社長が全くの無関与ということは考えられない。」と証言していることから、社会保険事務所（当時）が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
年金事務所に A 事業所での厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていることが分かった。申立期間において、給与が下がったことはなかったと記憶するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所 (A 事業所の本社) が提出した賃金明細表から、昭和 61 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に基づいて算出される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、62 年 10 月、同年 11 月、63 年 10 月及び平成元年 10 月の賃金明細表から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、上述以外の期間については、賃金明細表等の関連資料が無いことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

さらに、B 事業所は、「実際の給与額に基づき社会保険事務所 (当時) に標準報酬月額を届け出ており、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していた。賃金明細表を保管していない期間についても同様である。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月から 7 年 3 月 3 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

A事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びB事業所 (A事業所が名称変更) が提出した従業員名簿により、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 8 月 5 日から 6 年 8 月 10 日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所が提出した給与明細一覧表の記録により、平成 4 年 8 月から 6 年 7 月までの申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、B事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は本人の希望を聞いて任意で行っていた。申立人の届出が行われなかったのは、本人が希望しなかったためと思われ、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、平成 4 年 12 月から 5 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 7 年 2 月までの期間、国民年金保険料を免除申請していることが確認できる上、C市に照会したところ、申立人は 4 年 9 月 10 日から 7 年 3 月 4 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B事業所のオンライン記録において、平成 3 年 7 月 1 日から 8 年 4 月

19 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。